

警視庁行政処分公表の取扱いに関する規程

〔沿革〕 平成 25年5月 都公委規程第2号
27年3月 同第2号改正

(目的及び準拠)

第1条 この規程は、自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（平成13年法律第57号）、警備業法（昭和47年法律第117号）又は探偵業の業務の適正化に関する法律（平成18年法律第60号）の規定に基づき東京都公安委員会又は道府県公安委員会（道方面公安委員会を含む。以下「他の公安委員会」という。）が行う行政処分（以下「処分」という。）のうち、東京都公安委員会が公表を行うものの取扱いについて、必要な事項を定めることを目的とする。

2 前項の規定による取扱いについては、別に定めのあるもののほか、この規程の定めるところによる。

(公表の対象となる処分)

第2条 公表の対象となる処分は、次に掲げるとおりとする。

(1) 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（以下この号において「法」という。）の規定に基づく処分（法第7条第2項、第23条第3項若しくは第24条第2項の同意若しくは法第23条第2項の規定による要請の際に東京都知事が当該処分の公表が適切でない旨の意見を添えた場合又は東京都公安委員会が当該処分の公表が適切でないと認めた場合の処分を除く。）のうち、次に掲げるもの

ア 法第7条第1項の規定による認定の取消し

イ 法第22条第1項又は第25条第2項第1号の規定による指示

ウ 法第23条第1項又は第25条第2項第2号の規定による営業の全部又は一部の停止命令

エ 法第24条第1項又は第25条第2項第3号の規定による営業の廃止命令

(2) 警備業法（以下この号において「法」という。）の規定に基づく処分のうち、次に掲げるもの

ア 法第8条の規定による認定の取消し

イ 法第48条の規定による指示（当該指示を受けた日から過去3年以内に同条の規定による指示を受け、又は過去5年以内に法の規定に基づく処分（指示を除く。）を受けた被処分者に対するものに限る。）

ウ 法第49条第1項の規定による営業の全部又は一部の停止命令

エ 法第49条第2項の規定による営業の廃止命令

- (3) 探偵業の業務の適正化に関する法律（以下この号において「法」という。）の規定に基づく処分のうち、次に掲げるもの
- ア 法第14条の規定による指示（当該指示を受けた日から過去3年以内に同条の規定による指示を受け、又は過去5年以内に法の規定に基づく処分（指示を除く。）を受けた被処分者に対するものに限る。）
 - イ 法第15条第1項の規定による営業の全部又は一部の停止命令
 - ウ 法第15条第2項の規定による営業の廃止命令

（公表の方法）

第3条 東京都公安委員会が前条第1号の処分を行った場合は、次に掲げる事項を記載した別記様式第1号を、警視庁情報公開センターでの閲覧、インターネットによる自動送信その他の適切な方法により公表するものとする。

- (1) 被処分者の認定証番号
- (2) 被処分者の氏名又は名称
- (3) 処分に係る営業所の名称及び当該営業所が所在する区市町村
- (4) 処分年月日
- (5) 処分内容
- (6) 処分理由
- (7) 根拠法令
- (8) 処分を行った都道府県公安委員会

2 東京都公安委員会が前条第2号若しくは第3号の処分を行った場合又は東京都公安委員会が他の公安委員会が行った同条第2号ウ若しくは第3号イの処分（主たる営業所の所在地が都内にある被処分者に対するものに限る。）について通知を受けた場合は、次に掲げる事項を記載した別記様式第2号を、警視庁情報公開センターでの閲覧、インターネットによる自動送信その他の適切な方法により公表するものとする。

- (1) 被処分者の認定証番号又は届出証明書番号
- (2) 被処分者の氏名（法人にあつては、その名称及び代表者の氏名）及び主たる営業所の所在地
- (3) 処分に係る営業所の名称及び所在地
- (4) 処分年月日
- (5) 処分内容
- (6) 処分理由及び根拠法令
- (7) 処分を行った都道府県公安委員会

（公表の期間）

第4条 公表は、第2条の処分が行われた後、速やかに行うものとし、公表の末日は、次の各号に掲げる処分が行われた日から起算して当該各号に定める期間を経過する日とする。

- (1) 第2条第1号の処分 2年
- (2) 第2条第2号又は第3号の処分 3年

(他の公安委員会に対する通知)

第5条 東京都公安委員会が第2条第2号ウ又は第3号イの処分を行った場合で、被処分者の主たる営業所の所在地が他の公安委員会の管轄区域内にあるときは、当該他の公安委員会に対し、当該処分の内容について通知するものとする。

附 則

この規程は、平成23年11月7日から施行する。

別記様式第 1 号

被 処 分 者	認 定 証 番 号	公安委員会 第 号
	氏 名 又 は 名 称	
処分に係る営業所の名称 及び当該営業所が所在する 区市町村		
処 分 年 月 日		年 月 日
処 分 内 容		
処 分 理 由		
根 拠 法 令		
処分を行った都道府県 公安委員会		東京都公安委員会

備考 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とする。

別記様式第 2 号

被 処 分 者	認定証・届出証明書番号	公安委員会 第 号
	氏名又は名称	
	代表者の氏名	
	主たる営業所の所在地	
	処分に係る営業所の名称及び所在地	
処 分 年 月 日	年 月 日	
処 分 内 容		
処分理由・根拠法令		
処分を行った都道府県 公安委員会	公安委員会	

備考 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とする。